

兵庫県公報

令和4年5月31日 火曜日 第315号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗＝県旗)

目次

告 示	ページ
○ 公印の廃止及び新調（法務文書課）	2
○ 土地改良区の定款の変更認可（農地整備課）	2
○ 同 上（同）	2
○ 同 上（同）	3
○ 同 上（同）	4
○ 県営土地改良事業の緊急耐震工事計画の決定及び関係書類の縦覧（同）	4
○ 保安林の指定予定（治山課）	4
○ 同 上（同）	5
○ 同 上（同）	5
○ 同 上（同）	5
○ 同 上（同）	6
○ 同 上（同）	6
○ 同 上（同）	7
○ 同 上（同）	7
○ 同 上（同）	7
○ 土壌汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定（水大気課）	8
○ 道路の区域の変更及び供用開始（道路保全課）	8
○ 同 上（同）	8
○ 道路の管理に関する事務を所管する土木事務所（同）	9
○ 河川区域の変更により生じた廃川敷地等（河川整備課）	9
○ 土砂災害警戒区域の指定（砂防課）	9
○ 同 上（同）	10
○ 同 上（同）	10
○ 同 上（同）	11
○ 同 上（同）	12
○ 同 上（同）	12
○ 同 上（同）	13
○ 平成27年兵庫県告示第282号（土砂災害警戒区域の指定）の一部改正（同）	14
○ 平成19年兵庫県告示第956号（土砂災害警戒区域の指定）の一部改正（同）	14
○ 土砂災害特別警戒区域の指定（同）	14
○ 同 上（同）	14
○ 令和元年兵庫県告示第740号（土砂災害特別警戒区域の指定）の一部改正（同）	15
○ 都市計画の変更及び図書の縦覧（都市計画課）	15
○ 宅地建物取引業法に基づく行政処分（建築指導課）	15
○ 道路の位置指定（淡路県民局）	15
○ 同 上（同）	16
公 告	
○ 令和4年兵庫県功労者表彰（秘書課）	16
○ 大規模小売店舗の変更に関する届出（都市計画課）	21
○ 同 上（同）	22
選挙管理委員会告示	
○ 政治資金規正法第17条第2項の適用を受ける団体について	23

道路の種類 路線名	道路の区域				
	区間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
国道 4 2 7 号	丹波市青垣町山垣字垣内1392番1から 同 市青垣町山垣字カト田1862番4まで	旧	7.0から 13.0まで	1,040.0	
		新	7.0から 13.0まで	1,040.0	



兵庫県告示第696号

行政組織規則（昭和36年兵庫県規則第40号）第87条の13第2項の規定により、道路の管理に関する事務を所管する土木事務所を次のとおり定め、令和4年5月31日から施行する。

令和4年5月31日

兵庫県知事 齋藤元彦

道路の種類	路線名	区間	管理する事務所
県道	大塩別所線	高砂市北濱町西濱180番1から 同 市北濱町西濱171番1まで	姫路土木事務所



兵庫県告示第697号

河川区域の変更により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令（昭和40年政令第14号）第49条の規定により、次のとおり公示する。

その関係図書は、兵庫県土木部河川整備課及び中播磨県民センター姫路港管理事務所に備え置いて、令和4年5月31日から2週間縦覧に供する。

令和4年5月31日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 河川の名称
二級河川八家川水系八家川
- 2 廃川敷地等が生じた年月日
令和4年5月31日
- 3 廃川敷地等の位置
 - (1) 姫路市白浜町字沖新浜丙525番139
 - (2) 同 市同 町字沖新浜丙525番140
 - (3) 同 市木場十八反町1456番5
- 4 廃川敷地等の種類及び数量
 - (1) 種類 土地
数量 1214.65平方メートル
 - (2) 種類 土地
数量 235.30平方メートル
 - (3) 種類 土地
数量 609.51平方メートル



兵庫県告示第698号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

令和4年5月31日

兵庫県知事 齋藤元彦

名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
善入 (301070017)	神戸市北区大沢町上大沢 (別図1のとおり)	地滑り
西畑 (301070018)	神戸市北区八多町西畑 (別図2のとおり)	地滑り
市原 (301070019)	神戸市北区大沢町市原 (別図3のとおり)	地滑り
北僧尾 (301070020)	神戸市北区淡河町北僧尾 (別図4のとおり)	地滑り
簾 (301070021)	神戸市北区大沢町簾 (別図5のとおり)	地滑り
北畑 (301070022)	神戸市北区淡河町北畑 (別図6のとおり)	地滑り
西荘 (301070023)	神戸市北区大沢町中大沢 (別図7のとおり)	地滑り

(別図1から別図7までは省略し、兵庫県土木部砂防課、神戸県民センター神戸土木事務所及び神戸市役所に備え置いて縦覧に供する。)



兵庫県告示第699号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第7条第1項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

令和4年5月31日

兵庫県知事 齋藤元彦

名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
シリツキ川 I (205000068)	西宮市名塩3丁目 (別図1のとおり)	土石流

(別図1は省略し、兵庫県土木部砂防課、阪神南県民センター西宮土木事務所及び西宮市役所に備え置いて縦覧に供する。)



兵庫県告示第700号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第7条第1項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

令和4年5月31日

兵庫県知事 齋藤元彦

名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
和田山 (140010172)	美方郡香美町香住区若松、一日市（別図1のとおり）	急傾斜地の崩壊
大谷(4) (140010173)	美方郡香美町香住区大谷（別図2のとおり）	急傾斜地の崩壊
梅ヶ平上がり口川 (240030036)	美方郡香美町小代区城山（別図3のとおり）	土石流
三谷 (340010005)	美方郡香美町香住区三谷（別図4のとおり）	地滑り
高津 (340020025)	美方郡香美町村岡区高津（別図5のとおり）	地滑り
水上 (340020026)	美方郡香美町村岡区村岡（別図6のとおり）	地滑り
板仕野 (340020027)	美方郡香美町村岡区板仕野（別図7のとおり）	地滑り
宿西 (340020028)	美方郡香美町村岡区宿（別図8のとおり）	地滑り
口大谷 (340020029)	美方郡香美町村岡区口大谷、高坂（別図9のとおり）	地滑り
神場 (340030011)	美方郡香美町小代区神場（別図10のとおり）	地滑り

（別図1から別図10までは省略し、兵庫県土木部砂防課、但馬県民局新温泉土木事務所及び香美町役場に備え置いて縦覧に供する。）



兵庫県告示第701号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

令和4年5月31日

兵庫県知事 齋藤元彦

名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
久斗山 (341010005)	美方郡新温泉町久斗山（別図1のとおり）	地滑り
大山 (341010006)	美方郡新温泉町久斗山（別図2のとおり）	地滑り

春來 (341020019)	美方郡新温泉町春來 (別図3のとおり)	地滑り
中山 (341020020)	美方郡新温泉町湯 (別図4のとおり)	地滑り
細田 (341020021)	美方郡新温泉町細田 (別図5のとおり)	地滑り
歌長 (341020022)	美方郡新温泉町歌長 (別図6のとおり)	地滑り
中辻北 (341020023)	美方郡新温泉町中辻北 (別図7のとおり)	地滑り

(別図1から別図7までは省略し、兵庫県土木部砂防課、但馬県民局新温泉土木事務所及び新温泉町役場に備え置いて縦覧に供する。)



兵庫県告示第702号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

令和4年5月31日

兵庫県知事 齋藤元彦

名 称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
下内膳 (306010004)	洲本市下内膳 (別図1のとおり)	地滑り
広石下 (306020008)	洲本市五色町広石下 (別図2のとおり)	地滑り
鳥飼上 (306020009)	洲本市五色町鳥飼上 (別図3のとおり)	地滑り
小山田 (306020010)	洲本市五色町鮎原小山田 (別図4のとおり)	地滑り
広石下北 (306020011)	洲本市五色町広石下 (別図5のとおり)	地滑り
下塚 (306020012)	洲本市五色町下塚 (別図6のとおり)	地滑り
鳥飼明神 (306020013)	洲本市五色町鳥飼上、鳥飼中 (別図7のとおり)	地滑り

(別図1から別図7までは省略し、兵庫県土木部砂防課、淡路県民局洲本土木事務所及び洲本市役所に備え置いて縦覧に供する。)



兵庫県告示第703号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

令和4年5月31日

兵庫県知事 齋藤元彦

名 称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土井 (325010001)	南あわじ市倭文土井 (別図1のとおり)	地滑り
灘山本 (325040015)	南あわじ市灘山本 (別図2のとおり)	地滑り
灘黒岩第1 (325040016)	南あわじ市灘黒岩 (別図3のとおり)	地滑り

(別図1から別図3までは省略し、兵庫県土木部砂防課、淡路県民局洲本土木事務所及び南あわじ市役所に備え置いて縦覧に供する。)



兵庫県告示第704号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

令和4年5月31日

兵庫県知事 齋藤元彦

名 称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
佐野八幡田 (327010008)	淡路市佐野 (別図1のとおり)	地滑り
王子江原 (327010009)	淡路市王子 (別図2のとおり)	地滑り
浅野南 (327030016)	淡路市浅野南 (別図3のとおり)	地滑り
生田大坪 (327030017)	淡路市生田大坪、生田畑 (別図4のとおり)	地滑り
大坪 (327030018)	淡路市生田大坪 (別図5のとおり)	地滑り
枯木 (327040010)	淡路市尾崎 (別図6のとおり)	地滑り
深草 (327040011)	淡路市深草 (別図7のとおり)	地滑り
東桃川 (327040012)	淡路市江井 (別図8のとおり)	地滑り
江井鳶ノ巣 (327040013)	淡路市江井 (別図9のとおり)	地滑り

(別図1から別図9までは省略し、兵庫県土木部砂防課、淡路県民局洲本土木事務所及び淡路市役所に備え置いて縦覧に供する。)

兵庫県告示第705号

平成27年兵庫県告示第282号（土砂災害警戒区域の指定）の一部を次のように改正する。

令和4年5月31日

兵庫県知事 齋藤元彦

柳谷（301070003）の項中別図12、野瀬（301070007）の項中別図16を次の図面のとおり改める。

（「次の図面」は省略し、兵庫県土木部砂防課、神戸県民センター神戸土木事務所及び神戸市役所に備え置いて縦覧に供する。）

兵庫県告示第706号

平成19年兵庫県告示第956号（土砂災害警戒区域の指定）の一部を次のように改正する。

令和4年5月31日

兵庫県知事 齋藤元彦

苦楽園(3) I (105000022)の項中別図22を次の図面のとおり改める。

（「次の図面」は省略し、兵庫県土木部砂防課、阪神南県民センター西宮土木事務所及び西宮市役所に備え置いて縦覧に供する。）

兵庫県告示第707号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定により、土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

令和4年5月31日

兵庫県知事 齋藤元彦

名 称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
シリツキ川 I (205000068)	西宮市名塩3丁目（別図1のとおり）	土石流

（別図1は省略し、兵庫県土木部砂防課、阪神南県民センター西宮土木事務所及び西宮市役所に備え置いて縦覧に供する。）

兵庫県告示第708号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定により、土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

令和4年5月31日

兵庫県知事 齋藤元彦

名 称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
和田山 (140010172)	美方郡香美町香住区若松、一日市（別図1のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図1のとおり
大谷(4) (140010173)	美方郡香美町香住区大谷（別図2のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図2のとおり
梅ヶ平上がり口川 (240030036)	美方郡香美町小代区城山（別図3のとおり）	土石流	別図3のとおり

(別図1から別図3までは省略し、兵庫県土木部砂防課、但馬県民局新温泉土木事務所及び香美町役場に備え置いて縦覧に供する。)



兵庫県告示第709号

令和元年兵庫県告示第740号（土砂災害特別警戒区域の指定）の一部を次のように改正する。

令和4年5月31日

兵庫県知事 齋藤元彦

苦楽園(3) I (105000022)の項中別図7を次の図面のとおり改める。

(「次の図面」は省略し、兵庫県土木部砂防課、阪神南県民センター西宮土木事務所及び西宮市役所に備え置いて縦覧に供する。)



兵庫県告示第710号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、次の都市計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、当該図書の写しを兵庫県まちづくり部都市計画課において縦覧に供する。

令和4年5月31日

兵庫県知事 齋藤元彦

市町の名称	都市計画の種類	都市計画の名称
加西市	東播都市計画地区計画	加西南産業団地地区地区計画
同市	東播都市計画地区計画	中野地区地区計画
同市	東播都市計画地区計画	鎮岩工業団地地区地区計画



兵庫県告示第711号

宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第65条第2項の規定により、次のとおり処分した旨阪神南県民センター長から報告があった。

令和4年5月31日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 被処分者

商号又は名称 新光商事有限公司
 代表者氏名 佐藤正剛
 事務所所在地 尼崎市塚口町二丁目13番地の10-2
 免許番号 兵庫県知事(16)第849号
 免許年月日 令和3年7月18日

2 処分の内容

令和4年6月7日から同月13日までの7日間の業務停止

3 業務停止の範囲

宅地建物取引業に関する一切の業務



兵庫県告示第712号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。その関係図書は、淡路県民局洲本土木事務所まちづくり建築課において縦覧に供する。

令和4年5月31日

兵庫県知事 齋藤元彦